

変更案

(値引きと認められる経済上の利益)

第1条 旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第3項ただし書きに規定する「値引きと認められる経済上の利益」とは、事業者が相手方に対し、旅行代金の額を減額し、又は割り戻すこと等をいう。

2 前項に規定する値引きと認められる経済上の利益に該当するものを例示すると、次のとおりである。

- (1) 旅行代金の額等を減額すること。
- (2) 旅行の割賦販売をする場合において、無利息とすること。
- (3) 旅行業務取扱料金の額を減額すること。

3 前項の規定にかかわらず、次のような場合は、値引きと認められる経済上の利益に当たらない。

- (1) 旅行代金の額を減額又は割り戻す場合であっても、その金銭の用途を制限する場合
- (2) 旅行代金の額の減額等と景品類の提供とを相手方に選択させる場合

(旅行の取引に附属すると認められる経済上の利益)

第2条 規約第2条第3項ただし書きに規定する「旅行の取引に附属すると認められる経済上の利益」とは、旅行を安全又は円滑に実施するために必要なものをいう。

2 前項に規定する旅行の取引に附属すると認められる経済上の利益に該当するものを例示すると、次のとおりである。

- (1) 荷札、旅券用のカバー、簡便な地図及び案内書、当該旅行参加者を識別するためのワッペン、リボン、帽子等であって、妥当な範囲内のもの
- (2) 旅行参加者の安全を期するために必要な旅行の下見、意見交換会、反省会等についての費用の負担であって、妥当な範囲内のもの
- (3) 正常な商慣習に照らして旅行の取引の内容に含まれていないものであって、〇〇付として提供される妥当な範囲内のもの

(景品類の提供とみなす場合)

第3条 第1条第1項及び前条第1項に規定する経済上の利益であっても、次の方法により提供される場合は、景品類の提供とみなすものとする。

- (1) 提供の相手方を懸賞の方法により特定する場合
- (2) プレゼント、サービス、特典、土産等相手方に景品類の提供であると認識される表現又は方法で提供する場合
- (3) 旅行参加者に対して、モニター報酬等の名目により経済上の利益を提供する場合（モニターに対して支払う、その仕事に相応する報酬と認められるものを除く。）

(懸賞の定義)

第4条 規約第3条第1号に規定する「懸賞」とは、次に掲げる方法によって景品類の提供の相手方又は提供する景品類の価額を定めることをいう。

- (1) くじその他偶然性を利用して定める方法
- (2) 特定の行為の優劣又は正誤によって定める方法

(景品類の価額の算定等)

第5条 規約における景品類の価額の算定は、景品類の提供に係る取引の相手方が、当該商品、サービスを通常購入する場合の価格により行う。

- 2 事業者が一の旅行について二以上の景品類を提供する場合は、それが別々の企画によるときであっても、提供する景品類の額は合算するものとする。
- 3 事業者が、相手方事業者を代理して旅行契約を締結する場合は、相手方事業者が当該旅行契約で提供する景品類については、当該事業者の提供する景品類に合算するものとする。
- 4 事業者が、運送機関、宿泊施設、観光協会等（以下「他者」という。）と共同して当該旅行の参加者に提供する景品類については、当該事業者の提供する景品類に当たるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、他者が事業者と共同しないで当該旅行の参加者に提供する景品類については、次の各号に該当しない限り、当該事業者の提供する景品類に当たらないものとする。
 - (1) 他者による景品類の提供の相手方が当該事業者と取引した者に限られる場合
 - (2) 当該事業者が提供していると認識される表現又は方法を用いる場合

(旅行の発表会等における景品類の提供の制限)

第6条 規約第3条の規定は、旅行の発表会、説明会等の際し、会場への来訪者に対して旅行契約を条件としないで提供する景品類について適用する。ただし、この場合における取引価額は、当該会場において発表又は説明を行っている旅行のうち、最も安い旅行の旅行代金の額とする。

(細則等の制定)

第7条 協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。

- 2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に事前に届け出るものとする。

附 則

この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。